【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防止共済制度）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義、所得税：外（国税） 法人事業税：義、法人住民税：義（自動連動）（地方税）
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 中小企業倒産防止共済制度は、相互扶助の精神に基づく共済制度として、共済契約者が納付する掛金を原資に、取引先が倒産し売掛金債権等の回収が困難になった共済契約者に対し、その請求に基づき、納付した掛金総額の 10 倍又は回収困難額のいずれか少ない額を無利子、無担保、無保証人で貸付けを行い、共済契約者の当面の資金繰りを支援し、連鎖倒産を防止するもの。
			《関係条項》 租税特別措置法 第２８条第１項第２号、第６６条の１１ 第１項第２号
4	担当部局		中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 経営安定対策室
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：令和 3 年度～令和 7 年度
6	創設年度及び改正経緯		＜昭和 53 年制度創設＞ ①掛金月額の限度額を 2 万円に定める。 ②掛金総額の限度額を 120 万円に定める。 ③共済貸付の限度額を 1,200 万円に定める。 ＜昭和 55 年改正＞ ①掛金月額の限度額を 2 万円から 5 万円に引き上げる。 ②掛金総額の限度額を 120 万円から 210 万円に引き上げる。 ③共済貸付の限度額を 1,200 万円から 2,100 万円に引き上げる。 ＜昭和 60 年改正＞ ①掛金月額の限度額を 5 万円から 8 万円に引き上げる。 ②掛金総額の限度額を 210 万円から 320 万円に引き上げる。 ③共済貸付の限度額を 2,100 万円から 3,200 万円に引き上げる。 ＜平成 22 年改正＞ ※平成 23 年 10 月 1 日施行 ①掛金月額の限度額を 8 万円から 20 万円に引き上げる。 ②掛金総額の限度額を 320 万円から 800 万円に引き上げる。 ③共済貸付の限度額を 3,200 万円から 8,000 万円に引き上げる。
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業倒産防止共済制度等の中小企業関連諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図る。 具体的には、本特例を通じて共済制度への積極的な加入を促し、円滑な資金供給体制を確保することで、中小企業の経営の安定を図る。

				《政策目的の根拠》 中小企業倒産防止共済法（昭和52年12月5日法律第84号）
		②	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業の発展
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	中小企業者が安心して経営を行える社会を目指す。 具体的には、取引先の倒産によって、経営基盤が脆弱な中小企業者が連鎖倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業倒産防止共済制度への積極的な加入を促すことにより、セーフティネットの整備を強化する。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	連鎖倒産は、取引関係が鎖状に連なる中で、いずれの取引を起点としても生じうるリスクである。このため、中小企業全体の連鎖倒産のリスクを軽減させるためには、可能な限り多くの中小企業者の加入を促進する必要がある。しかしながら、納付済掛金の権利消滅を条件に共済金貸付を受けるという制度への加入を幅広い中小企業者に求める際に、結果として戻ってこない掛金が、それを拠出する時点で損金等の扱いとならない場合には、資金面で十分に余裕のない中小企業者の加入意識を著しく損なうこととなる。このため、本特例措置を講じることによって加入のためのインセンティブが生まれ、加入促進に大きく寄与することとなり、セーフティネットの整備を強化する。
9	有効性等	①	適用数	○過去5年間の共済制度の在籍件数 令和 3 年度：在籍件数：591,024 件 令和 4 年度：在籍件数：617,136 件 令和 5 年度：在籍件数：640,008 件 令和 6 年度：在籍件数：657,281 件 令和 7 年度：在籍件数：672,238 件
				【算定根拠】 出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構
		②	適用額	○過去5年間の掛け金納付済額 令和 3 年度：掛金納付額：4,000 億円 令和 4 年度：掛金納付額：4,187 億円 令和 5 年度：掛金納付額：4,123 億円 令和 6 年度：掛金納付額：4,166 億円 令和 7 年度：掛金納付額：4,137 億円
				【算定根拠】 出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構
		③	減収額	○過去5年間の減税規模 令和 3 年度：減税規模 313 億円 （法人税：242 億円、法人住民税：17 億円、法人事業税：23 億円、所得税：31 億円） 令和 4 年度：減税規模 366 億円 （法人税：294 億円、法人住民税：21 億円、法人事業税：28 億円、所得税：23 億円） 令和 5 年度：減税規模 358 億円 （法人税：289 億円、法人住民税：20 億円、法人事業税：28 億円、所得税：21 億円）

		令和 6 年度:減税規模 363 億円 (法人税:291 億円、法人住民税:20 億円、法人事業税:28 億円、所得税:24 億円) 令和 7 年度:減税規模 367 億円 (法人税:290 億円、法人住民税:20 億円、法人事業税:28 億円、所得税:29 億円) 【算定根拠】 添付資料参照
	④ 効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 取引先企業の倒産により連鎖倒産や著しい経営難に陥るなどの事態を防止するため、迅速な貸付けによって資金繰りを支援してきており、制度創設以来、共済金の貸付件数の累計は約 27 万件、貸付額累計は約 1.9 兆円となっており、セーフティネットの役割を担う有効な事業として、中小企業者の経営の安定に寄与している。 (参考)過去 5 年間の貸付規模 令和 3 年度:貸付件数 98 件、貸付金額 15 億円 令和 4 年度:貸付件数 150 件、貸付金額 18 億円 令和 5 年度:貸付件数 207 件、貸付金額 33 億円 令和 6 年度:貸付件数 160 件、貸付金額 25 億円 令和 7 年度:貸付件数 187 件、貸付金額 29 億円 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構
		《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 制度発足以来、累計で 184 万社が加入。中小企業基盤整備機構の第 2 期中期計画(平成 21 年度～平成 25 年度)における新規加入件数は 172,539 件(1年あたり 34,508 件)、第 3 期中期計画(平成 26 年度～平成 30 年度)は 248,176 件(1年あたり 49,635 件)、第 4 期中期計画期間(令和元年度～令和 5 年度)は 317,174 件(1年あたり 63,435 件)と、新規加入件数実績は増加傾向にある。第 5 期中期計画期間(令和 6 年度～令和 10 年度)においては、実績が判明している令和 6 年度は 70,915 件、令和 7 年度は 54,593 件(1年あたり 62,754 件)と、高水準の加入件数が確保されているところ、中小企業のセーフティネットを整備するため、今後も本措置を講じながら積極的な加入を促していく必要がある。 なお、本措置は、資金面で十分に余裕のない中小企業者が、拠出する掛金の実質的な意味合い(＝費用)に応じた処理を拠出段階でできるようにすることによって、加入の意識を損なわないようにすることを意図したものであり、中小企業倒産防止共済法第 21 条において、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は所得税の課税につき特別の措置を講ずるものと規定されていることから、継続的に措置を講じていくことが必要である。 〇過去5年間の新規加入件数(在籍件数前年比)

				令和 3 年度:加入件数 74,768 件(＋4.6 万件) 令和 4 年度:加入件数 60,178 件(＋2.6 万件) 令和 5 年度:加入件数 64,206 件(＋2.3 万件) 令和 6 年度:加入件数 70,915 件(＋1.7 万件) 令和 7 年度:加入件数 54,593 件(＋1.5 万件) 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構
				《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤	税収減を是認する理由等	(分析対象期間:昭和 53 年度～令和 7 年度末) ・制度発足以来、累計で 184 万社が加入するとともに、共済金の貸付件数の累計は約 27 万件、貸付額累計は約 1．9 兆円の実績があり、連鎖倒産防止に大きく貢献し、中小企業の経営の安定に寄与している。 ・民間事業者には、同様の対象者に対し同様の条件での融資等を行っている者はみられない。一方、本制度は全国的に実施されており、加入者も全国各地の多数に上っている(令和 7 年度末で約 67 万件在籍)。したがって、本制度は十分な存在意義を有しており、引き続き、本制度を運営していくことが望ましい。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本共済制度は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、共済契約者が拠出する掛金によって運営することを基本としており、制度運営上必要となる掛金の拠出負担は、共済契約者自らが負うべきものである。しかしながら、掛金の税制上の取扱について、本則に基づく取扱では、中小企業者にとっての実質的な認識とは異なるものとなり、加入の意欲を減退させかねないことから、これを改善するために施策を講じるものである。これは、税制上の措置を講じることによってのみ対応できるものであるため、本税制措置を講じることは、妥当である。また、本措置の対象は、中小企業倒産防止共済法に基づき拠出される掛金であり、明確かつ形式的な要件が設定されており、執行面でも問題はない。具体的には、当該掛金に係る共済契約者の権利は、貸付けを実行した際に、貸付額に応じて消滅する仕組みとなっており、最終的には、共済契約者にとっての費用として処理されるべき性格のものであるところ、税法の本則によれば、拠出段階では費用として処理できない。本措置は、資金面で十分に余裕のない中小企業者が、拠出する掛金の実質的な意味合い(＝費用)に応じた処理を拠出段階でできるようにすることによって、加入の意識を損なわないようにすることを意図したものであり、政策目的に照らし、有効であり、妥当であると考えられる。なお、中小企業倒産防止共済法第 21 条において、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は所得税の課税につき特別の措置を講ずるものと規定されている。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。 (ただし、本共済制度の実施主体である中小機構への国からの運営費交付金を活用し、本共済制度の広報等を行っている。)

		③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業の倒産は雇用を含め地域経済に与える影響が大きいことから、地方公共団体とも連携し、加入促進運動を展開している。
11	有識者の見解		ー
12	評価結果の反映の方向性		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月